

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	駒ヶ根市 (202100)
地域名 (地域内農業集落名)	中沢地区 (吉瀬・永見山・菅沼・下割・中割・上割・中山・大曾倉・中曾倉・本曾倉・原・南入)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	444.21 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	435.94 h a
② 田の面積	324.5 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	119.71 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	11.2 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	-25.61 h a
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	235 h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	h a
(備考) 遊休農地 11.6ha	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：(参考)の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手への集積や集約化は進んでいるが、分散圃場解消の取り組みが必要。
- ・後継者不足が懸念されるため、市内外からの新規参入の促進を図る。

## (3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

- ・中沢地区は標高600mから1000mの山間地域にあり、地理的や気象的に農業に厳しい条件が多いことから、中沢地区一つの集落営農方式により、集落間の連携を強化し、地域ぐるみの営農活動を展開する。
- ・山間地の農地条件を踏まえ、農地の条件によっては地域計画の対象外とすることも視野に入れゾーニングを行い、地域に合った環境整備を行う。
- ・特に転作田や自己保全農地を活用し、農業の生産拡大を進めると共に農産物の加工や販売の拡大により、農業所得の向上に取り組む。
- ・山間地の農地条件を活かした転作作物の選定により、地域に合った環境整備を行い、山間地農業の継続と、新たに農業への取り組みを目指す方へのサポートによる活性化を推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地バンクへの貸付けを進め、担い手（認定農業者、農事組合法人）への農地の集積や集約化を基本とし、担い手の営農に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。</li> <li>・耕作できない農地は、担い手を中心に集積を進め、農地の有効利用に努める。</li> <li>・担い手に限らず、小規模でも農業を行っている農家に対する営農支援を充実させ、地域で連携して農地の有効利用を推進する。</li> </ul>			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	45 %	将来の目標とする集積率	41 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作できない農地は、担い手を中心に集積を進め、農地の集約化を図り、団地面積の拡大を進める。</li> </ul>			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手を中心に農地バンクを通じ、農業委員会が中心となって調整しながら集積や集約化を進める。</li> </ul>
(2) 農地中間管理機構の活用方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の中心となる担い手に集積や集約化する農地は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。担い手の経営意向や所有者の貸付意向時期に配慮しつつ、農業委員会が中心となって段階的に集約化を行う。</li> </ul>
(3) 基盤整備事業への取組
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専業農家、兼業農家を含めた担い手づくりを推進し、地域リーダーと後継者の育成に努める。</li> <li>・地域の特色を活かした農業経営を推進するため、定年退職者、Uターン及びIターン就農者等、新しい担い手を育成する重点作物を選定し、地区農業の活性化を進めます。</li> <li>・営農組合組織の活動や組織力を高め、新規就農者をはじめとした農業者が、農業に取り組みやすい環境と、サポート体制を整備する。</li> </ul>
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区営農組合を中心に、農業法人、認定農業者、中核的専業農家等、地区の担い手の連携により農地集積や農作業受委託による農地の有効利用、農作業の共同化、農業機械の共同利用など地域農業の振興と農用地の維持や継続に努める。</li> </ul>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

・有害鳥獣による被害を防止するため、柵の設置と維持管理の実施や、猟友会との連携などにより有害鳥獣による農作物への被害防止に取り組む。

・農業の担い手不足が課題となる中、農作業負担の軽減を目指す手段として、スマート農業の活用による農作業の省力化を目指す。

⑩農地中間管理機構を通じた貸借における賃借料については、農地中間管理機構の方針により原則として金納とされているが、農地所有者の事情等により、地域の農地利用調整の合意形成において、物納が必要とされた場合については、金納に代わって物納（ただし、米に限る）の取り扱いでの契約の申出を行うことができるものとする。



7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。